

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 0 2 2 - 2 9 1 - 0 4 1 1

令和 7 年 5 月 3 0 日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構旭川医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第1号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	令和4年4月から令和7年4月までの間、接待を伴う飲食店において、兼業に該当する行為を行っていた職員に対して懲戒処分をするもの
処 分 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 9 日
処分量定等	(行 為 者) 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター 看護師 (20歳代) (処分量定) 停職3日間